

事業概要

令和 5 年度



大分県食肉衛生検査所

目 次

I 食肉衛生検査所の概要

1	沿 革	1
2	組 織	2
3	職 員	2
4	業 務	3
5	勤務時間	3
6	事務分掌	3
7	施 設	4
8	と畜検査手数料・証明料収入（令和4年度）	5

II 検査事業の概要

1	と畜検査頭数	6
2	検査結果に基づく行政措置	7
3	精密検査の状況	8
4	牛海綿状脳症（BSE）検査の状況	9
5	講習会実施状況	9
6	令和4年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要	10
7	食肉等の輸出状況	10
8	アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組	12

III 研修・調査・研究

1	職員研修等の状況	14
2	令和4年度における研究発表	14

IV 参考資料

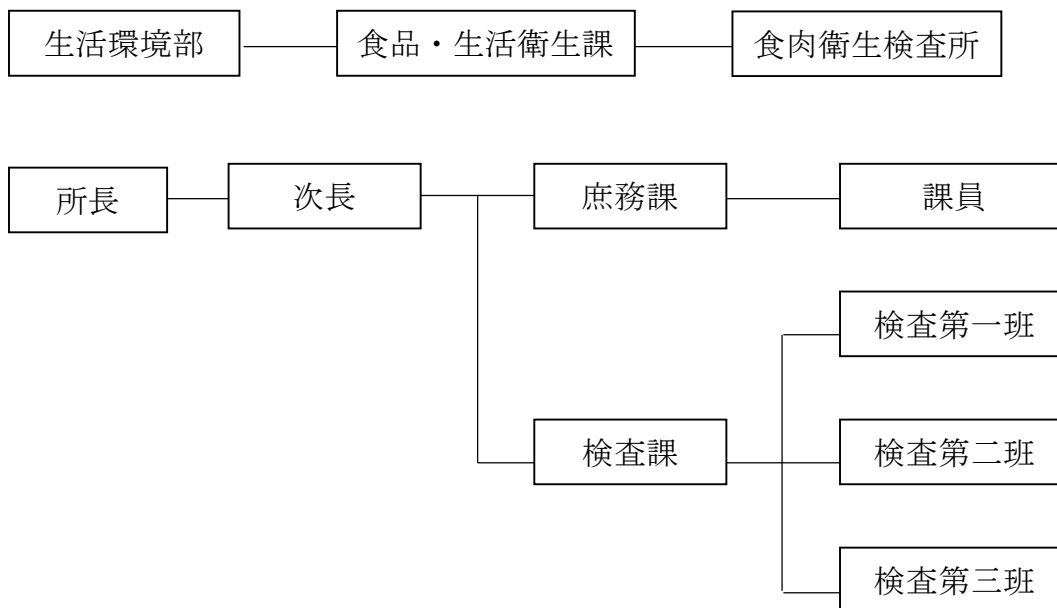
1	県内のと畜場	15
2	株式会社 大分県畜産公社の概要	16
3	大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移	17

I 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

昭和	44. 3	県議会において食肉衛生センター構想が提起
	51. 5. 12	大分県食肉流通センターとして、一般と畜場の許可
	4. 1	大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始
	59. 4. 1	大分県畜産流通センターが(株)大分県畜産公社に組織変更
平成	13. 10. 18	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査開始
	16. 3. 23	BSE検査室設置
	24. 1. 31	(株)大分県畜産公社 ISO22000:2005 取得
	25. 2. 14	タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	3. 27	マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場選定
	7. 1	BSE検査月齢引上げ（48月齢超）に伴いBSE全頭検査廃止
	26. 3. 27	ベトナム向け輸出食肉施設登録 サルモネラ検査室設置
	28. 8. 22	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟稼動
	28. 10. 24	マカオ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場選定（新工場）
	28. 11. 1	タイ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定（新工場）
	29. 1. 4	ベトナム向け輸出食肉施設登録（新工場 以下同様）
	29. 1. 4	ミャンマー向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	29. 9. 22	台湾向け輸出牛肉を取扱と畜場及び食肉処理場認定
	31. 4. 5	アメリカ（※）、オーストラリア向け輸出牛肉及びカナダ、香港向け輸出食肉取扱と畜場及び食肉処理場認定 ※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場の要件に適合
	31. 9～R2. 2	食肉衛生検査所庁舎改修
令和	1. 10. 7	シンガポール向け輸出食肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
	2. 10. 15	フィリピン向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
	5. 2. 13	(株)大分県畜産公社と開場時間等に関する覚書締結
	5. 4. 1	と畜検査申請等の電子化開始 と畜検査業務に合わせた勤務時間制導入

2 組 織



3 職 員

(1) 職員の構成

令和5年4月1日現在

職 種 職 名		事務	技 術 (獣医師)	計	非常勤職員	非常勤職員 (獣医師)	総計
現 員	所 長	0	1	1	0	0	24
	次 長	1	0	1	0	0	
	庶務課	1	0	1	1	0	
	検査課	0	※16	16	0	4	
	計	2	17	19	1	4	

※内1名育児休暇

(2) と畜検査員配置状況 (計21人)

(検査室配置状況：再掲)

所長	課長	課員		非常勤職員	検 査 室	配置人員
所長	検査課長	検査第一班	6	4	微生物	9
		検査第二班	5		病理・特定	3
		検査第三班	※4		化学	3
			理化学・B			
					SE	

※内1名育児休暇

4 業 務

- (1)と畜場法に基づき、食用に供する目的で搬入された獣畜について、生体検査、解体前及び解体後検査に加え、必要に応じ科学的な精密検査を実施する。
- (2)検査の結果、食用として不適と判断された場合、又はとさつ・解体によりウイルスを伝染させる恐れがあると認めた場合には、と畜場設置者等にとさつ・解体の禁止、廃棄等の必要な措置を講じさせること。
- (3)と畜場の清潔保持及びと畜業者等の講ずべき衛生措置の実施状況を検査し、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4)と畜場の施設内において、食品衛生法に基づく監視指導及び収去を行い、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を取るよう指導する。
- (5)農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律、各国向け輸出食肉の取扱要綱に基づき、と畜検査、検印の押印、食肉衛生証明書の発行を行い、認定施設の衛生管理の検証を行う。
- (6)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、保健所が実施している食鳥検査に係る微生物学的検査等の精密検査を行う。
- (7)人と動物の共通感染症や獣畜の疾病等について調査、研究を行う。

5 勤務時間

令和5年4月1日からと畜検査業務に合わせて通常の8時30分～17時15分勤務以外に①6時45分～15時30分。②7時45分～16時30分を導入した。

6 事務分掌

(大分県地方機関事務分掌規程(抄))

第11条 食肉衛生検査所の各課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

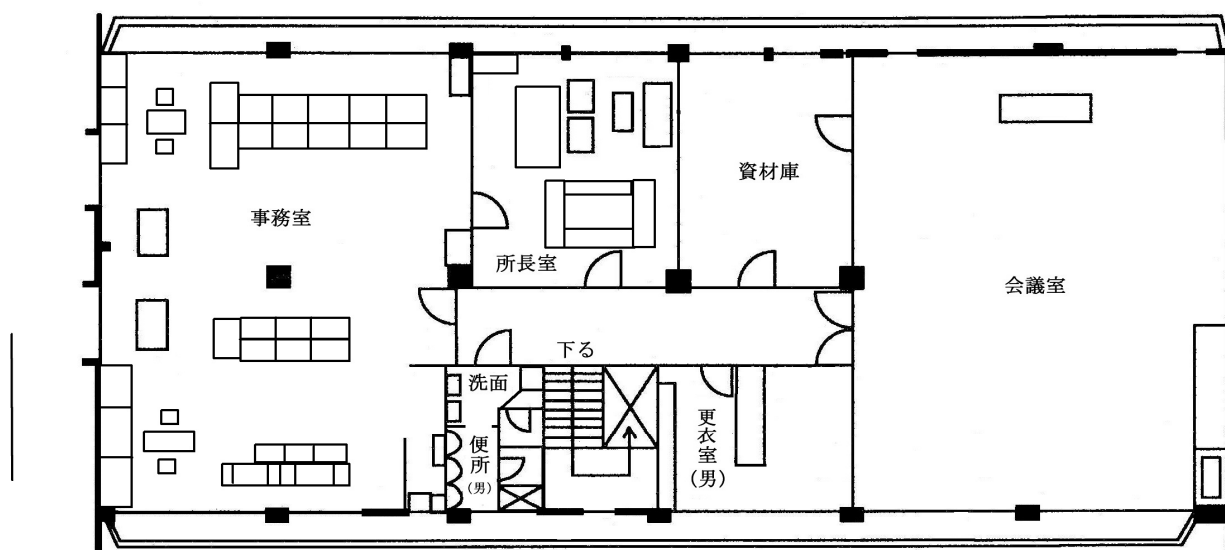
課 名	事 務 分 掌
庶 務 課	<ol style="list-style-type: none">1 公印の管守に関する事2 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事3 職員の身分及び服務に関する事4 庁舎等の維持及び管理に関する事5 予算の執行に関する事6 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事7 諸収入の徴収に関する事8 県有財産の維持及び管理に関する事9 その他他課の所掌に属さない事
検 査 課	<ol style="list-style-type: none">1 獣畜のとさつ及び解体の検査並びに検印に関する事2 獣畜(食鳥を含む。)のとさつ及び解体の検査に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的試験検査に関する事3 と畜場に係る指導監督に関する事4 人畜共通感染症及び獣畜(食鳥を含む。)の異状疾病の調査等に関する事

7 施 設

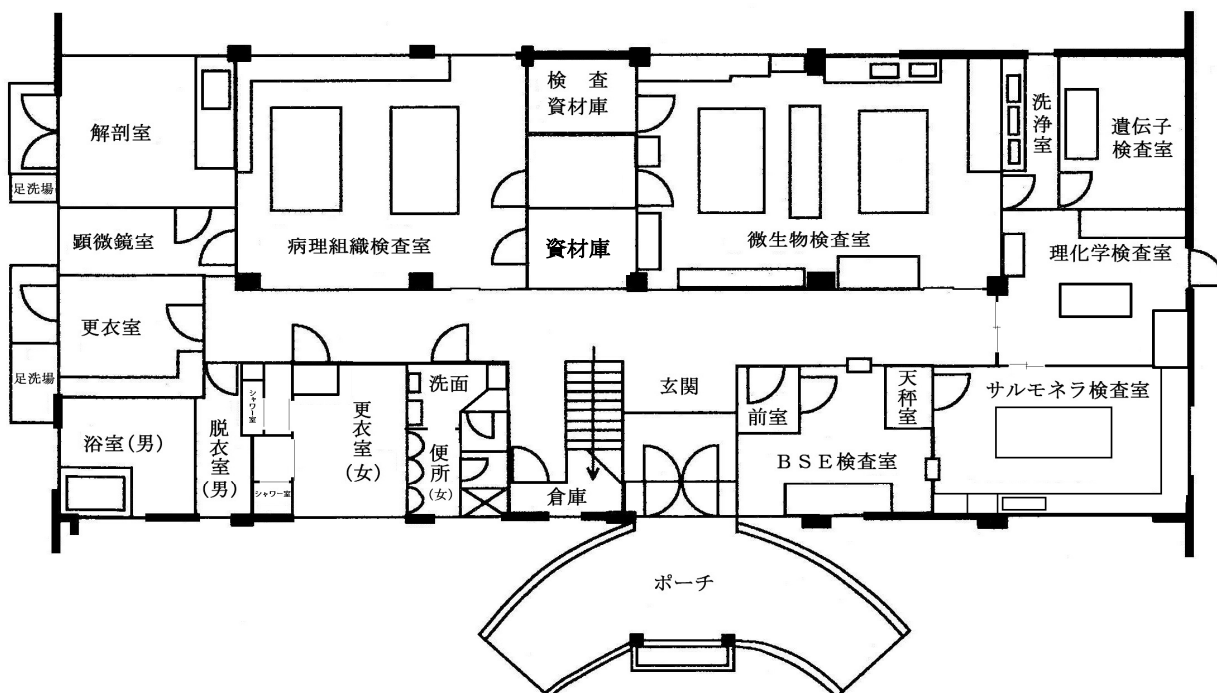
敷 地		3,463.66 m ²
建 物 (本 館)	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建
	床 面 積	770.40 m ²
付 属 建 物 (機 械 棟)	構 造	鉄骨造スレート葺 平屋建
	床 面 積	68.37 m ²
延 べ 床 面 積		838.77 m ²
建 設 費		150,006 千円

○検査所平面図

2階



1階



8 と畜検査手数料・証明料収入（令和4年度）

項 目		手数料（円）	最終決算額	
			件 数	金額（円）
牛	150kg 以上	650	6,351	4,128,150
	150kg 以上（時間外）	1,300	1,216	1,580,800
	150kg 未満	350	29	10,150
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
馬	150kg 以上	650	1	650
	150kg 以上（時間外）	1,300	0	0
	150kg 未満	350	0	0
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
豚		330	130,195	42,964,350
	時間外	660	2,423	1,599,180
めん羊 山羊		350	84	29,400
	時間外	700	5	3,500
と畜検査関係手数料 計			140,304	50,316,180
証明料	と畜証明料	400	716	286,400
	輸出衛生証明料	400	632	252,800
証明料 計			1,348	539,200
収 入 計			141,652	50,855,380

と畜検査手数料（平成18年4月1日改正）
 証 明 料（平成8年4月1日改正）

II 検査事業の概要

1 と畜検査頭数

(1) 令和4年度総検査頭数

140,304頭で、前年度より4,128頭(3.0%)の増加。平成29年度と比較すると27,625頭(24.5%)の増加となるなど年々増加している。

(2) 畜種別検査頭数

牛7,596頭、豚132,618頭、馬1頭、めん羊・山羊89頭で総検査頭数に占める牛、豚の割合は牛が5.4%、豚が94.5%であった。

年度別 検査頭数 (平成29年度～令和4年度) (単位:頭)

年度	前年度比	総計	牛	豚	馬	めん羊・山羊
平成29年度	-	112,679	5,580	107,091	6	2
平成30年度	+6.9%	120,410	6,394	114,011	3	2
令和元年度	-2.0%	117,967	6,544	111,393	2	28
令和2年度	+3.1%	121,658	7,140	114,445	1	72
令和3年度	+11.9%	136,176	7,310	128,776	2	88
令和4年度	+3.0%	140,304	7,596	132,618	1	89



令和4年度 月別検査頭数 (単位:頭)

	総計	牛	豚	馬	めん羊・山羊
4	11,210	633	10,564	0	13
5	10,712	526	10,180	0	6
6	11,034	576	10,455	0	3
7	11,321	774	10,543	0	4
8	11,605	556	11,045	0	4
9	11,324	668	10,649	0	7
10	11,531	666	10,858	0	7
11	12,040	726	11,302	0	12
12	11,905	691	11,208	0	6
1	12,533	572	11,951	0	10
2	11,717	581	11,129	0	7
3	13,362	627	12,734	1	10
計	140,304	7,596	132,618	1	89
前年度 対比(%)	103.0	103.9	103.0	50.0	101.1

(3) 病畜の検査状況

病畜とは、起立不能、歩行困難等の異常があるなど、何らかの疾病が疑われると獣医師や畜主が判断し、病畜と室で処理をした家畜を対象としている。

令和4年度の病畜頭数は683頭（総検査頭数の0.5%）で、その内訳は、牛678頭（牛検査頭数の8.9%）、馬1頭（馬検査頭数の100%）、豚2頭（豚検査頭数の0.002%）、めん羊・山羊2頭（めん羊・山羊検査頭数の2.2%）であった。

（単位：頭）

年 度	病畜頭数	内 訳			
		牛	馬	豚	めん羊・山羊
令和4	683	678	1	2	2
令和3	705	694	1	5	5
令和2	622	607	0	13	2

2 検査結果に基づく行政措置

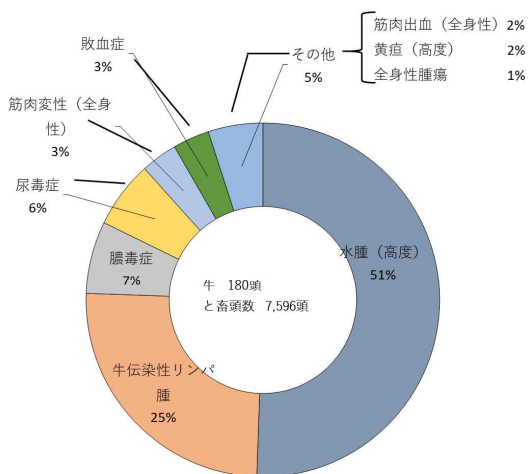
とさつ禁止及び全部廃棄を行った総頭数は396頭（牛187頭、豚209頭）で、前年度に比べ65頭減少（牛1頭減少、豚64頭減少）した。

(1) 令和4年度 とさつ禁止措置の状況 （単位：頭）

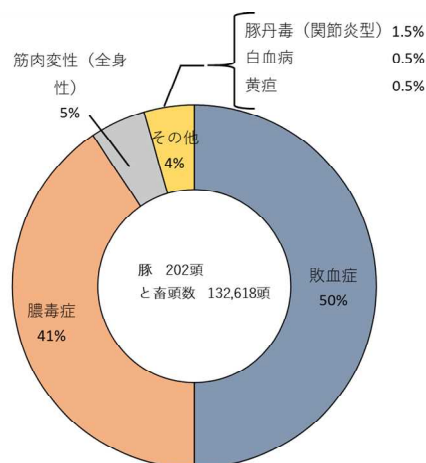
とさつ禁止頭数(計14頭)	とさつ禁止措置の主な疾病
牛 : 7頭	牛伝染性リンパ腫(5)、尿毒症(2)
豚 : 7頭	膿毒症(6)、豚丹毒(蕁麻疹型)(1)

(2) 令和4年度 全部廃棄措置の状況 （単位：頭）

全部廃棄頭数(計382頭)	全部廃棄措置の主な疾病
牛 : 180頭	水腫(高度)(91)、牛伝染性リンパ腫(45)、膿毒症(12)、尿毒症(11)、筋肉変性(全身性)(6)、敗血症(6)、筋肉出血(全身性)(4)、黄疸(高度)(4)、全身性腫瘍(1)
豚 : 202頭	敗血症(101)、膿毒症(82)、筋肉変性(全身性)(10)、筋肉出血(全身性)(4)、豚丹毒(関節炎型)(3)、白血病(1)、黄疸(高度)(1)



牛の全部廃棄頭数



豚の全部廃棄頭数

(3) 牛、豚の年度別行政措置の状況 () 内は検査頭数に占める% (単位：頭)

年度	牛				豚			
	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和4	7,596	7 (0.09)	180 (2.4)	5,744 (75.6)	132,618	7 (0.05)	202 (0.15)	89,633 (67.6)
令和3	7,310	5 (0.07)	183 (2.5)	5,265 (72.0)	128,776	19 (0.01)	254 (0.2)	84,829 (65.9)
令和2	7,140	2 (0.03)	163 (2.3)	5,231 (73.3)	114,445	16 (0.01)	158 (0.1)	78,199 (68.3)

3 精密検査の状況

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査及び解体後検査において、肉眼所見だけで診断が困難な疾病については、微生物、病理、理化学及び血液検査を実施し疾病等の判定を行った。

(単位：件)

精密検査	検査件数	措置の内容			とさつ禁止・全部廃棄措置の主な疾病
		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	
微生物	153	—	111	42	敗血症、豚丹毒
病理	54	—	51	3	牛伝染性リンパ腫、豚白血病
理化学	54	7	16	2	黄疸、尿毒症
血液検査	677	5	—	—	牛伝染性リンパ腫
計	938	12	178	47	

(2) 食肉の食中毒菌等検査

HACCP システムを遵守しているかを評価・検証することを目的として、輸出食肉認定施設における検査実施要領に基づき、牛枝肉の STEC (腸管出血性大腸菌 026, 045, 0103, 0111, 0121, 0145, 0157) 検査およびサルモネラ検査を 164 検体実施した結果、STEC 及びサルモネラ菌は全て未検出であった。

(単位：件)

検査項目	検体数 (検出数)
STEC	24 (0)
サルモネラ菌	140 (0)
合計	164 (0)

(3) 食肉中の残留動物用医薬品検査

とさつ・解体された牛、豚、馬、めん羊・山羊の残留抗菌性物質の検査を 580 検体実施した結果、検査項目について違反したものはなかった。

(単位：頭)

検査内容	牛	豚	馬	めん羊・山羊	総計
簡易検査	520	58	1	1	580

4 牛海綿状脳症（BSE）検査の状況

BSE 検査は、平成 13 年 10 月 18 日から県内でと畜処理されるすべての牛について実施してきたが、改正省令により、平成 25 年 7 月 1 日からは検査対象月齢を 48 ヶ月齢超の牛へと引き上げ、さらに平成 29 年 4 月 1 日には健康と畜牛の検査を廃止した。現在では、生後 24 ヶ月齢以上の牛において、神経症状等の特定臨床症状を呈する牛のみ検査を継続している。

令和 3 年度以降の検査頭数は 0 頭であった。

年度別 BSE スクリーニング検査状況

(単位：頭)

年度	検査頭数	内 訳	
		(株)大分県畜産公社	大分県農協食肉センター
平成 13	3,715	3,231	484
14	10,145	8,832	1,313
15	10,105	8,838	1,267
16	10,015	8,844	1,171
17	9,971	8,892	1,079
18	8,654	7,609	1,045
19	8,336	7,482	854
20	10,101	9,264	837
21	9,388	8,681	707
22	8,454	8,454	平成 21 年度に廃止
23	7,277	7,277	—
24	6,474	6,474	—
25	2,236	2,236	—
26	737	737	—
27	975	975	—
28	1,014	1,014	—
29	166	166	—
30	21	21	—
令和元	7	7	—
2	2	2	—
3	0	0	—
4	0	0	—
計	107,793	99,036	8,757

5 講習会等実施状況

令和 4 年度は、(株)大分県畜産公社の職員に対し、対米認定に基づく衛生基準を遵守できるように衛生講習会を開催した。また、視察者や全国食肉衛生研修受講者、獣医師のインターシップ等で研修や説明を行った。

講習会等名称	回数	参加人数	対象者
衛生講習会	3	86	(株)大分県畜産公社職員等
視察者、公社見学者への説明	4	91	他県職員、小学生、高校生
オンライン検査の事例紹介	1	37	全国食肉衛生研修受講者
全国食肉衛生研修の復命	1	20	当県の食品衛生監視員
獣医師インターシップ	2	3	獣医大学生
合計	11	237	—

6 令和4年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要

(1) と畜検査情報管理システム

食肉衛生検査所で行う「と畜検査」の情報を専用の端末から入力し、検査情報を管理するシステムであり、業務の効率化と疾病情報のデータ化を実施している。

ア と畜検査業務の効率化

と畜検査における疾病情報の正確な入力
と畜現場における検査員間の迅速な疾病情報の共有
と畜検査結果等の通知書作成における事務作業量の低減

イ 疾病情報のデータ化

検査データを生産者別に集計可能
多年度の過去データが利用でき、長期的な疾病発生率の把握が可能

(2) と畜検査情報管理システムを利用したフィードバック事業

ア 豚検査データおよび格付データのフィードバック

農場における生産性向上及び疾病対策を目的として、疾病発生状況を月毎にグラフを作成して見える化したデータを提供している。

〔提供先〕

- ・県内4家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者22戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：13戸

イ 牛検査データおよび格付データのフィードバック

大分県産牛の安全性及び品質向上を目的として、牛の疾病データに加えて格付データを提供している。

〔提供先〕

- ・県内3家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者34戸）
- ・北部振興局（フィードバック希望生産者2戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・全国農業協同組合大分県本部
- ・フィードバック希望生産者：5戸
- ・診療獣医師3名（対象農家7戸）

ウ フィードバック連絡会議

畜産振興課及び各家畜保健衛生所とWEB会議を開催し、データの活用方法等について協議を実施した。

7 食肉等の輸出状況

(1) 食肉

(株)大分県畜産公社（以下、「畜産公社」という。）は、平成25年2月にタイ向け輸出牛肉取扱施設の認定、同3月にマカオ向け輸出牛肉取扱施設の選定、平成26年3月にベトナム向け輸出食肉取扱施設に登録された。

また、平成28年7月には、新と畜場が完成し、10月にマカオ、11月にタイ、平成29年1月にベトナム及びミャンマー、9月に台湾、平成31年4月にアメリカ（※）、カナダ、香港、オーストラリア、令和元年10月にシンガポール、令和2年10月にフィリピンの認定を受け（※併せてニュージーランド向け輸出要件を満たす）、これまでにアメリカ、香港、オーストラリア、タイ、マカオ、台湾、シンガポール、フィリン、ベトナムに対し輸出を行った。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っており、輸出量の増加に伴い証明書の発行件数も伸びている。そのため、証明書の発行の電子化により迅速化を進めている。

(2)副生物

畜産公社は、昭和 55 年 4 月に大分県知事から「対香港輸出と畜場（豚のみ）」に選定され、新と畜場についても、引き続き選定されており、香港向けに豚の胃、尾、耳、足の輸出、また令和 2 年度からマカオに足の輸出を行っている。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

各国認定状況（新工場）

認定日	認定国
平成 28 年 7 月	新と畜場完成
平成 28 年 10 月	マカオ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 28 年 11 月	タイ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 1 月	ベトナム向け輸出食肉取扱施設の認定 ミャンマー向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 9 月	台湾向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 31 年 4 月	アメリカ（※）、オーストラリア向け輸出食肉取扱施設の認定 カナダ、香港向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和元年 10 月	シンガポール向け輸出食肉取扱施設の認定
令和 2 年 10 月	フィリピン向け輸出牛肉取扱施設の認定

※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱施設の要件を満たす

食肉輸出状況（牛）

年度		米国	香港	豪州	タイ	マカオ	台湾	シンガポール	フィリピン	ベトナム	合計
平成 28	総重量 (Kg)	-	-	-	399	668	-	-	-	-	1,067
	証明件数	-	-	-	6	15	-	-	-	-	21
平成 29	総重量 (Kg)	-	-	-	452	2,742	2,330	-	-	-	5,524
	証明件数	-	-	-	10	39	20	-	-	-	69
平成 30	総重量 (Kg)	-	-	-	285	1,769	4,777	-	-	-	6,831
	証明件数	-	-	-	7	35	26	-	-	-	68
令和元	総重量 (Kg)	1,287	7,772	21	3,290	1,367	8,984	-	-	-	24,838
	証明件数	10	50	1	35	21	45	-	-	-	162
令和 2	総重量 (Kg)	11,851	20,489	16	1,257	523	27,925	333	-	-	62,394
	証明件数	70	179	1	7	8	125	2	-	-	392
令和 3	総重量 (Kg)	50,876	24,271	19	584	2,313	12,037	2,948	1,607	245	94,900
	証明件数	257	174	1	7	34	79	35	1	7	595
令和 4	総重量 (Kg)	55,987	30,913	197	2,815	942	20,171	9,178	1,324	419	121,946
	証明件数	272	106	2	29	36	94	54	5	8	606

食肉輸出状況（豚肉・豚副生物）

年度		豚 肉		豚副生物		合計
		マカオ	香港	マカオ	香港	
平成 28	総重量(Kg)	145	0	-	47,120	47,265
	証明件数	3	0	-	48	51
平成 29	総重量(Kg)	1,562	0	-	64,040	65,602
	証明件数	19	0	-	69	88
平成 30	総重量(Kg)	1,767	413	-	57,960	60,140
	証明件数	22	3	-	69	94
令和元	総重量(Kg)	2,087	203	-	52,360	54,650
	証明件数	19	3	-	49	71
令和 2	総重量(Kg)	1,089	0	800	48,000	49,889
	証明件数	10	0	4	48	62
令和 3	総重量(Kg)	1,318	19	0	48,000	49,337
	証明件数	10	1	0	48	59
令和 4	総重量(Kg)	681	0	0	48,000	48,681
	証明件数	5	0	0	48	53

8 アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）」では、と畜場及び食肉処理場について、施設・設備等の構造・材質基準、衛生管理基準、HACCPシステムによる衛生管理実施基準等が定められ、と畜場法及び食品衛生法よりも高い水準の衛生管理が求められており、畜産公社は、取扱要綱に従って衛生管理を行っている。

アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設（以下、「認定施設」という。）を管轄する食肉衛生検査所では、国に指名されたと畜検査員（指名検査員）による衛生管理の検証ならびにアメリカ合衆国の基準に基づくと畜検査への対応が求められる。

(1) 食肉衛生検査所が行う検証業務の概略

ア 衛生標準作業手順書（以下、手順書）の検証

(ア) 作業前点検

作業開始前に施設・設備及び器具等が手順書に従って適正に管理されているかを確認する。点検の結果、不備が認められた場合は、改善措置を取らせる。

(イ) 作業中点検

作業中に製品の取扱いや一般的な作業方法が衛生的か点検を行う。点検の結果、不備が認められた場合は、作業員または衛生管理責任者に伝え、改善措置を取らせる。

イ HACCP システムの検証

HACCP システムが遵守されているか検証するために、監視・記録確認で検証する。

ウ 一般的衛生管理に係る検証

施設周囲、給水設備、排水処理、照明及び換気、そ族・昆虫対策、作業員の衛生等、一般的衛生管理が適切に実施されているか監視・記録確認で検証する。

エ 人道的な獣畜の取扱い及びとさつに係る検証

生体の搬入からとさつまで、適切に水を与えているか等、獣畜が人道的に取り扱

われているか、監視・記録確認で検証する。

オ 衛生的なとさつ・解体の検証

枝肉検査員は、全頭の枝肉について、糞便、消化管内容物及び乳房内容物に汚染されていないことを目視で確認する。

カ サルモネラ検査

HACCP システムが適切に実施されている事を確認するため、枝肉のサルモネラ検査を連続 82 日間以上（去勢／未經産牛）、1 日 1 検体実施する。

キ STEC(腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145、0157)検査

施設の HACCP 計画が STEC に対して十分に対応したものであることを検証するために、部分肉の STEC 検査を実施する。

(3) 査察

ア 九州厚生局査察

毎月、取扱要綱に基づき九州厚生局により定期の査察が実施される。

イ 輸出国による査察

おおよそ 2 年に 1 回米国農務省食品安全検査局 (FSIS) による査察が実施される。令和 2 年 2 月 7 日に初めての査察が実施された。

畜産公社がメキシコ輸出認定を申請するため、令和 5 年 2 月 7 日に同国による査察が実施された。

(4) 指名検査員の養成研修

指名検査員のスキルアップのために各自治体等が開催する研修に積極的に参加しており、令和 4 年度は下記研修会・講習会を延べ 4 名が受講した。

ア 対米および対 EU 輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の養成講習会

大分県主催の下、令和 5 年 1 月に開催された講習会に当所から 1 名が参加した。

イ 自治体職員向け HACCP 講習会

公益社団法人日本食品衛生協会の主催で令和 5 年 1 月に開催された研修会に、当所より 1 名がオンライン参加した。

ウ 食肉の対米輸出に関わる研修

公益社団法人日本食品衛生協会の主催で令和 5 年 1 月に鹿児島県で開催された研修会に、当所より 2 名が参加した。

Ⅲ 研修・調査・研究

1 職員研修等の状況

学会・大会・研修会等		場 所	出席人員
9 月	自治体職員向け HACCP 講習会	当所 (WEB)	1 人
1 月	食肉の対米輸出に関わる研修 対米および対 EU 輸出水産食品に係る食品衛生監視員 養成講習会	鹿児島県 大分市	2 人 1 人
5 月～3 月	動物愛護管理業務研修	大分市	12 名

2 令和 4 年度における研究発表

No.	演 題	発 表 者
1	豚の退色肝における判断基準の見える化 (第 2 報)	行友 俊弥
2	と畜場の衛生管理と動物福祉に関する消費者への意識調査	三浦 桜子
3	病畜に焦点をあてた牛と畜検査データの活用推進	安達 恭子
4	と畜場における HACCP 外部検証の実施について	丸山 裕二

発表した学会等の名称 (開催地)

- No. 1 全国公衆衛生獣医師協議会
- No. 2 全国動物管理関係事業所協議会 (誌上)
- No. 3～4 獣医学術九州地区学会 (オンライン)

IV 参考資料

1 県内のと畜場

と畜場名	区分	と畜場番号	開始年月日	処理能力/日頭		検査機関
				大動物	小動物	
(大分県食肉流通センター)	(一般)	17	(S53.4.1)	60	560	大分県食肉衛生検査所
(株)大分県畜産公社	一般		S59.4.1 (旧施設) H28.8.22 (新施設)			

【県内と畜場所在地】

(株)大分県畜産公社は、大分県豊後大野市犬飼町に所在する。



2 株式会社 大分県畜産公社の概要



- (1) 敷地面積 45,278m²
- (2) 建物 12,807m²
 本館棟（鉄骨コンクリート4階建）11,083m²
 （牛施設 5,441m² 豚施設 3,982m² 厚生施設 1,660m²）
 病畜棟 514m²
 第2事務棟 208m²
 守衛棟 36m²
 汚水処理棟 966m²
- (3) 処理能力（豚換算 800頭/日）
 と畜：（牛：60頭/日 豚：560頭/日）
 カット：（牛：40頭/日 豚：450頭/日）
- (4) 保管能力
 枝肉（牛：150頭 豚：1,120頭）
 部分肉（牛：33t 豚：27t）
- (5) 解体方式
 オンレール方式
- (6) 汚物・汚水処理
 汚水処理施設（活性汚泥方式）1,000t/日
- (7) 営業時間
 日曜・祝祭日・年未年始の休業日を除く
 平日：午前8時30分～午後5時まで
 土曜日：午前8時30分～午後3時まで
- (8) 受付時間
 牛 平日：午前6時～8時30分
 豚 平日：午前6時～11時（4月～9月）
 午前6時～11時30分（10月～3月）
 （但し、翌日とさつのものに限り、牛は前日の午後1時～午後8時まで受付、豚は前日の午後3時～午後8時まで受付、土曜日は除く。）

と畜場使用料及びとさつ解体料（単位：円/頭 消費税別 令和5年4月1日現在）

種類	区分	と畜場使用料	とさつ解体料	合計
牛	時間内	2,500	5,500	8,000
	時間外	5,000	11,000	16,000
とく	時間内	1,900	3,300	5,200
	時間外	3,800	6,600	10,400
馬	時間内	3,000	7,000	10,000
	時間外	6,000	14,000	20,000
大豚	時間内	940	1,930	2,870
	時間外	1,880	3,860	5,740
豚	時間内	810	1,140	1,950
	時間外	1,620	2,280	3,900
めん羊 山羊	時間内	1,000	2,000	3,000
	時間外	2,000	4,000	6,000

- 【備考】(1) 病畜棟使用の場合は、時間内と畜場使用料+とさつ解体料の50%増し（10円未満四捨五入）
 (2) とさつ解体料は、内臓洗料を含む。
 (3) 特殊料金、種雄牛、種雄馬のと畜場使用料+とさつ解体料は種雄牛 12,000円、種雄馬 15,000円
 (4) 「とく」とは、生体150kg未満とする。
 (5) 「大豚」とは、枝肉93.1kg以上とする。

3 大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移

年 度	乳用牛		肉用牛		豚	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
昭和 55	690	16,300	12,000	66,000	1,130	165,000
60	590	18,000	9,770	78,000	730	176,000
平成 2	520	19,400	7,280	68,100	420	179,200
7	420	18,900	5,400	72,100	210	145,500
12	350	16,700	3,620	64,000	130	134,000
17	279	18,400	2,580	66,100	98	144,600
22	206	15,200	1,990	65,500	81	155,700
24	182	14,900	1,730	58,400	72	154,900
25	172	14,700	1,590	52,700	69	153,600
26	156	14,100	1,450	51,300	60	145,300
27	145	13,600	1,360	48,700	58	143,000
28	143	12,900	1,340	47,900	50	136,300
29	139	12,300	1,340	47,300	50	134,700
30	126	12,600	1,210	48,900	47	137,600
令和 元	123	12,000	1,190	46,900	47	132,300
2	109	12,300	1,120	51,200	47	132,300
3	103	12,100	1,080	51,100	39	148,000

出典：大分の畜産 2021 (令和3年度版)



令和5年度 事業概要

編集・発行者

大分県食肉衛生検査所

〒879-7305

大分県豊後大野市犬飼町田原 1580-40
電話：(097)578-1011 FAX：(097)578-1012
E-mail：a13201@pref.oita.lg.jp
HP：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13201/